

第 11 号様式

貸付（使用）申請書（例）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申 請 者 住 所
氏 名

下記のとおり、普通財産の貸付けを受けたいので、鹿児島県公有財産管理規則第 39 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 理由及び用途

2 普通財産の明細

3 所在地、字名及び地番

4 借受期間

5 その他必要な事項

6 添付書類

(1) 関係図面（字絵図、見取図、実測図等）

(2) その他関係書類

（注）借り受けた土地等に建物等の施設を設置する場合は、その構造及び面積(数量)を、これを他人に使用させる場合はその使用者名を記載すること。

賃貸借契約書（例）

貸付人鹿児島県（以下「甲」という。）と借受人〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり借家契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において定義されていない用語については、令和●年●月●日に甲乙間で締結された基本協定書（以下「基本協定」という。）において定義された意味を有する。

（賃借）

第1条 甲は、（鹿児島県財産に関する条例（昭和39年 鹿児島県条例第12号）第5条第1項第2号の規定に基づき、）その所有する第3条に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を次条以下の約定で乙に賃貸することを約し、乙は、これを借り受けることを承諾した。

（信義誠実の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第3条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量 (m ²)		摘要
		実測	公簿	
	建物			内訳は別紙のとおり

（指定用途）

第4条 乙は、貸付物件を貸付申請書に記載し、又は添付した基本計画に定める〇〇の用途に自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

（指定期日）

第5条 乙は、貸付物件について〇〇〇年〇月〇日までに（一切の工事を完了し、直ちに）前条に定める用途に供さなければならない。

（貸付期間）

第6条 貸付期間は、〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇年〇月〇日までの3年間とする。

（貸付料）

第7条 貸付料は、年額（月額）金〇円とする。

○貸付料を減額する場合

(貸付料)

第7条 貸付料は、年額(月額)金○円(鹿児島県財産に関する条例第5条第1項第2号の規定に基づき、年額(月額)金○円から金○円を減額した額)とする。

(貸付料の納付)

第8条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年次	回数	納入金額	納入期限	備考
○ ○ ○ 年 度	第○回	円	年 月 日	
	第○回	円	年 月 日	
	第○回	円	年 月 日	
	第○回	円	年 月 日	
	計	円		
○ ○ ○ 年 度	第○回	円	年 月 日	
	第○回	円	年 月 日	
	第○回	円	年 月 日	
	第○回	円	年 月 日	
	計	円		
○ ○ ○ 年 度	第○回	円	年 月 日	
	第○回	円	年 月 日	
	第○回	円	年 月 日	
	第○回	円	年 月 日	
	計	円		

(貸付料の改定)

第 9 条 甲は、貸付物件の価格が上昇し、貸付料が不相当になったときは、第 7 条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

(遅延利息)

第 10 条 乙は、その責めに帰すべき事由により第 8 条に定める納入期限までに貸付料を納付しない場合には、当該納入期限の翌日から納付した日までの期間につき年〇.〇パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第 11 条 甲は、乙が貸付料及び遅延利息を納付すべき場合において、現実に納付された金額が貸付料及び遅延利息の合計額に満たない場合には、まず遅延利息から充当する。

(物件の引渡し)

第 12 条 甲は、第 6 条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡す。

(貸付料の減免)

第 13 条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又はき損した場合には、滅失し、又はき損した部分に係る貸付料として甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第 14 条 乙は、貸付物件について第 4 条に規定する基本計画を変更しようとするときは、基本計画協定の定めるところに従うものとする。

2 乙は、敷地に建物その他の工作物を建設してはならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 15 条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(貸付物件の維持保全等)

第 16 条 乙は、善良な管理者の注意をもって貸付物件の維持管理に努めなければならない。

2 貸付物件の修繕に要する費用は、甲の負担とする。ただし、小規模の修繕及び乙の責めに帰すべき事由に係る修繕に要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、貸付物件の修繕を自らしようとする場合は、あらかじめ甲の承認を受け、その指示に従わなければならない。

4 乙は、第 1 項又は第 2 項ただし書の規定により負担した費用の償還を甲に対し、請求することができない。

5 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責めを果たした場合には、甲は、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第 17 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し、随時その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿、書類、貸付物件その他の物件を調査（実地調査を含む。）し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- (1) 第 8 条に定める貸付料の納付がないとき。
- (2) 第 14 条第 1 項に基づく基本計画の変更をしようとするとき。
- (3) 第 14 条第 2 項に定める義務に違反したとき。
- (4) 前 2 条に定める義務に違反したとき。
- (5) その他甲が必要と認めるとき。

2 乙は、正当な理由なく前項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 18 条 乙は、第 6 条に定める期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第 5 条、第 14 条第 1 項又は前条第 2 項に定める義務に違反した場合金（貸付料年額）円
- (2) 第 4 条又は第 15 条に定める義務に違反した場合、金（貸付料年額の 3 倍）円

2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第 22 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲は、貸付物件を国、県その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 238 条の 5 第 4 項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下、この項において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下、この項において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この項において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下、この項において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下、この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

- (3) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

4 甲は、乙の責めに帰すべき事由により基本協定が解除され又は終了した場合は、本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第 20 条 乙は、貸付期間が満了し、又は契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

(貸付料の精算)

第 21 条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が 100 円未満の場合には、この限りでない。

(損害賠償)

第 22 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第 23 条 乙は、第 6 条に規定する貸付期間が満了し、契約が更新されない場合又は第 19 条の規定により本契約を解除された場合において、貸付物件を甲に返還するときは、乙が当該物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用については、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第 24 条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 25 条 本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、鹿児島県の関係条例及び規則等によるほか甲乙両者協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 本契約に関する訴えの管轄は、鹿児島県庁の所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

上記の契約締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年 月 日

貸付人（甲） 鹿児島県
 契約担当者 鹿児島市鴨池新町10番1号
 鹿児島県知事 塩田 康一 印

借受人（乙） 住 所
 氏 名 印

別紙

貸付財産及び附属施設等の内訳

区 分	種 目	構 造	数 量 (㎡)	摘 要

- (注) 1 借受人が建物その他の工作物等を建設（敷設）する場合は、利用計画にその構造（木造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造等の別）を明示させること。
 2 貸付物件から除外するものは、貸付物件の表示欄に、これを具体的に明示すること。
 3 建物の賃貸契約については、収入印紙が不要である。